

法律科目試験 「公法系」 問題

I 次の事項について、それぞれ 400 字以内で説明しなさい。

- (1) 大学の自治
- (2) 行政行為（行政処分）の職権取消し

II 次の事案を読んで、後の設問に答えなさい。

2021 年 9 月、A 市は、A 市市営住宅条例に基づいて B1（35 歳）を市営住宅甲の入居者として決定し、その親である B2（70 歳）を同居者として承認した。当初は B1 と B2 はともに甲に居住していたが、2021 年末頃から B1 は知人が賃借する別の建物に居住するようになり、甲には B2 のみが居住していた。

2023 年 9 月、A 市は、県警察からの連絡によって、B1 が 2023 年 4 月時点で暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の定める「暴力団」をいう。以下同じ。）の構成員となっていることを知った。そこで A 市は、B2 に対して、甲の明渡しを求めて訴えを起こした。なお、B2 は、B1 以外に親族はおらず、また、暴力団とは一切関わりはない。

設問：必要に応じて対立する見解に触れつつ、この事案に含まれる憲法上の問題を論じなさい。

【資料】

公営住宅法（抄）

（目的）

第 1 条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公営住宅の供給）

第 3 条 地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならない。

（入居者資格）

第 23 条 公営住宅の入居者は、少なくとも次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

一 その者の収入が……〔以下に〕定める金額を超えないこと。

……

二 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(公営住宅の明渡し)

第32条① 事業主体は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入居者に対して、公営住宅の明渡しを請求することができる。

一 入居者が不正の行為によつて入居したとき。

二 入居者が家賃を三月以上滞納したとき。

五 入居者が第48条の規定に基づく条例に違反したとき。

(管理に関する条例の制定)

第48条 事業主体は、この法律で定めるもののほか、公営住宅及び共同施設の管理について必要な事項を条例で定めなければならない。

A市市営住宅条例(抄)

(入居者の資格)

第3条 市営住宅に入居することができる者は、法第23条に定める条件のほか、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。

五 暴力団員でないこと。

六 現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

(住宅の明渡し請求)

第9条 市長は、入居者が法第32条第1項各号のいずれかに該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該入居者に対してその市営住宅の明渡しを請求することができる。

四 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。

注) 条例中の「法」は公営住宅法を指す。

Ⅲ 次の事案を読んで、後の設問に答えなさい。

Aは、経営する会社の債権者からの差押えを回避すること等を意図して、義理の弟Bに無断で、自己が所有する土地をBの名義で登記した。さらに、Aは、別の債務の返済のため、B名義の売買契約書等を偽造して上記土地をCに売却した。D税務署長は、主に登記簿の記載に依拠して、Bに上記土地の譲渡による所得があったと誤認し、所得税の課税(以下「本件課税処分」という。)をした。Bは、本件課税処分に不服があったが、本件課税処

分の取消訴訟を提起するためには、法律の定める期間内に審査請求をして当該審査請求に対する裁決を経ることが必要であったところ、当該審査請求期間が経過してしまったため、本件課税処分の無効確認訴訟を提起した。

設問：Bは、上記無効確認訴訟において、本件課税処分の無効事由としてどのような主張をすべきか、検討しなさい。

【資料】

所得税法（抄）

（実質所得者課税の原則）

第12条 資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であつて、その収益を享受せず、その者以外の者がその収益を享受する場合には、その収益は、これを享受する者に帰属するものとして、この法律の規定を適用する。